

議案第 7 号

工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく岩倉市準則を定める
条例の制定について

工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく岩倉市準則を定める条例
を別紙のように定めるものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 6 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく岩倉市準則を定める
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法(昭和34年法律第24号。以下「法」という。)第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合)

第3条 法第4条の2第1項に規定する区域並びに当該区域における緑地の面積の敷地面積に対する割合(以下「緑地面積率」という。)及び環境施設的面積の敷地面積に対する割合(以下「環境施設面積率」という。)は、次の表のとおりとする。

区域	緑地面積率	環境施設面積率
都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の工業地域(以下「工業地域」という。)	100分の5以上	100分の10以上
都市計画法第8条第1項第1号の用途地域の定めのない区域(以下「用途地域の定めのない区域」という。)	100分の5以上	100分の10以上

(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第4条 特定工場の敷地が、前条の表に規定する区域及び同表に規定する区域以外の区域にわたる場合において、当該敷地のそれぞれの区域に存する部分の面積の敷地面積に対する割合(以下「敷地割合」という。)につき、工業地域又は用途地域の定めのない区域の敷地割合が最も高いときは当該敷地の全部について当該敷地割合が最も高い区域に係るこの条例の規定を適用し、同表に規定する区域以外の区域の敷地割合が最も高

いときは当該敷地の全部についてこの条例の規定を適用しない。

(他の地方公共団体の長との協議)

第5条 特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、市長が当該地方公共団体の長と協議し、当該特定工場の敷地の緑地面積率及び環境施設面積率を定めるものとする。

(環境施設の配置における周辺の地域への配慮)

第6条 この条例の規定の適用を受ける特定工場を設置しようとする者及び設置している者は、当該特定工場における環境施設の配置に当たり、周辺地域の生活環境の保全等に配慮した整備に努めるものとする。

(雑則)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和49年6月28日に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場において、生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。)が行われるときは、第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、工場立地に関する準則(平成10年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省告示第1号。以下「法準則」という。)備考第1項第2号及び第3号並びに第3項の規定の例による。この場合において、法準則備考第1項第2号中「0.2」とあるのは、工業地域及び用途地域の定めのない区域にあつては「0.05」と、同項第3号中「0.25」とあるのは、工業地域及び用途地域の定めのない区域にあつては「0.1」と、法準則備考第3項第1号中「0.2」とあるのは、工業地域及び用途地域の定めのない区域にあつては「0.05」と、同項第2号中「0.25」とあるのは、工業地域及び用途地域の定めのない区域にあつては「0.1」と読み替えるものとする。